

小城市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの必要性について

本計画は、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法、関連整備法）を根拠法令とし、市の総合計画や関連施策と整合性を持つものです。市民へのアンケート調査の結果を踏まえ、「小城市子ども・子育て会議」での協議を行い、平成27年3月に策定しました。計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間で、平成29年度は中間年にあたります。

平成29年1月に、国より通知があった「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業手引き）」に、見直しの要否の基準や、見直しの手順・方法について示されています。計画値と実績値を対比して検証し、現計画を実情に即したより実効性のある計画とするため、中間見直しを実施することとしました。

《参考資料》

市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）

平成29年1月27日

<抜粋>

（1）幼児期の学校教育・保育の提供

見直しの要否の基準

平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。以下同じ。）の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合
（実績値／量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値／量の見込みとなる場合）
⇒原則として見直しが必要

10%以上の乖離がない場合についても、

①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合
②既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
⇒「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うものとする

上記の基準に該当しなくても、各市町村の判断により、見直しを行うことは差し支えない（実績値 $>$ 量の見込みとなる場合には、見直しを行うことが望ましい）。

（2）地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこと。